

令和5年度理数教育サポーター実施要項

1 目的

理科及び算数の指導等を支援する理数教育サポーターを配置し、児童の自然事象を探究する意欲や技能及び自然科学や科学技術への関心を高めること、また、算数の基礎的・基本的な知識・技能を定着させることを目的とする。

2 内容

- (1) 千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、下記（2）に示す活動を行うことのできる退職教員等を理数教育サポーターとして委嘱し、小学校に配置する。
- (2) 理数教育サポーターは、以下の活動を通して児童の自然事象や科学への関心を高める環境整備や教材開発、理科授業における観察・実験活動の補助及び算数の基礎的・基本的な知識技能を定着させることで理数教育の充実を図る。
 - ア 理科授業や科学研究等を充実させる学習環境づくりの取組
 - イ 教材研究や教材開発の支援
 - ウ 理科授業等に関する児童の観察・実験等の充実を図る支援
 - エ 算数授業等に関する個別の学習支援等
 - オ 特に学習支援が必要な児童を対象とした取出し指導等
 - カ その他、日常自然事象や科学への関心を高める取組

3 理数教育サポーター管理責任者の選任

- (1) 理数教育サポーターが配置された学校の校長は、原則として教頭を理数教育サポーター管理責任者（以下「管理責任者」という。）として指名する。
- (2) 管理責任者は、次に掲げる活動を行うものとし、特に事故の防止には十分留意しなければならない。
 - ア 理数教育サポーターの勤務等に関する教育委員会との協議・連絡調整
 - イ 理数教育サポーターが配置される学級の担任・学年主任との勤務日時・活動内容等に関する連絡調整
 - ウ 理数教育サポーターの活動状況及びこれに関する教員の意識・要望の把握等、学校における事業の円滑な遂行の統括
 - エ 理数教育サポーターの勤務に係る報告書、アンケート調査等の提出

4 連絡協議会

本事業の推進のため、教育委員会は理数教育サポーター連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。

- (1) 連絡協議会は、理数教育サポーターや管理責任者の代表、及び教育委員会事務局（学校教育部教育指導課）教育指導課長、担当指導主事等で構成し、理数教育サポーターの運営について協議する。
- (2) 連絡協議会は必要に応じて、教育委員会が開催する。
- (3) 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局担当者が行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。